

平成16年(行う)第15号

主張補充書

2005年 2月 2日

宇都宮地方裁判所 第2民事部 御中

栃木県宇都宮市弥生2丁目14番17号

石川輝雄

1 ダム建設の問題点と水需要の実状について

(1) ダムに対する従前の評価

今から41年前に、「くろよんダム」が完成しました。翌年に東京オリンピックが開催され、この頃から日本経済は急速な発展を遂げることとなります。ダムはその象徴として世間の喝采を浴びたわけであり、ダムはまた、水害の危険から救う、渇水時にも水を供給する、水力発電も行うといったことから、長い間高い評価を受けてきました。

(2) ダムに対する現在の評価

しかし、バブルの崩壊、環境重視等社会情勢は大きく変わり、人々の意識も変化してきました。そして水余りとなった今日では負の側面がクローズアップされてきております。

ダム建設がもたらす災いとして、ダム建設に伴い移転された人々の生活破壊、生態系等自然破壊、ダムからの放流による神奈川県のカムプ地事故、ダムの堆砂(貯水池へ流入した土砂が積もることですが、グラフの通り、計画と実績はかなり乖離しています)、水質の悪化(新聞報道の通り、桐生市では臭い水道水に困っています)、巨額の費用負担等が挙げられます。

(3) 長野県知事の脱ダム宣言

このような状況から、ダム計画は次々と中止になっております。中止の理由として、ダム建設の必要性の希薄、財政危機、自然保護の必要性、ダム反対運動の高まりが挙げられます。既に、水余りの時代であること、700兆円近い巨額の国債残高、それ

に長野県に田中知事が誕生し、脱ダム宣言をしたことが大きな影響を及ぼしました。

(4) 過大な水需要予測

ダム建設の根拠の一つに水需要があります。すなわち、近い将来に水が必要となるので、それに備えて今のうちからダム建設をしておくというものです。

しかし、国の水需要予測と都市用水の実績、上水道の一人当たり給水量及び人口の推移をみることで、容易に水余りの状況を把握することができます。

2 湯西川ダムの問題点

(1) 湯西川ダム建設計画の理由

国土交通省関東地方整備局湯西川ダム工事事務所ホームページには「湯西川ダムの概要」として - 首都圏域としての発展がめざましい鬼怒川や利根川下流域。急速な都市化・ライフスタイルの変化に伴う水需要が急増しています。この水需要に応えるとともに、流域を洪水の被害から守るために、鬼怒川上流のダム群の一つとして建設されるのが湯西川ダムです - と掲載されております。

バラ色の日本経済時代ならいざ知らず、時代錯誤も甚だしく首を傾げざるを得ない文章であります。

(2) 治水計画上の問題点

これに疑問点を質せば、先ず、治水上の不要の理由として、1973年の治水計画と見直しをした1980年の計画でも低減量は同じであったことです。これは治水は3ダムで十分ということです。

(3) 利水計画上の問題点

湯西川ダムは宇都宮市、茨城県、千葉県に水道用水、工業用水を供給します。そのうち、宇都宮市の水需要は宇都宮市の人口が総合計画改訂基本計画 U-Plan によると2011年にピークに達し、その後減少過程に入ります。当然、水需要は減っていきます。さらに昨今においては、工場における循環方式、家庭における節水型水洗トイレの普及、雨水の利用等も水の使用減少となっております。利水面でも湯西川ダムは不要と言うことになります。

(4) 増加する費用負担

2003年に各利水者の取水量減量に伴い、ダムの規模も縮小されました。しかし、事業費は規模の縮小にも拘わらず大幅な増額となっております。公共事業の特色とし

て収入は過大に見積もり、工事費は過小に見せかけます。湯西川ダムにおいても最終的な工事費はどの位掛かるか心配です。また、掛かったコストは水道料金に転嫁されるわけで高い水を飲まされるのを見逃すわけには参りません。

宇都宮市の包括外部監査人の2003年度監査報告書を見ると、湯西川ダムからの取水が可能となれば余剰水が発生することも予想されるとして湯西川ダムからの利水量の見直しを提言しております。

(5) まとめ

以上、治水、利水、事業費の何れを検討しても建設する理由は見当たりません。

今、コンクリートのダムに代わって「緑のダム」という声が聞こえます。森林には洪水を軽減し、濁水を緩和するというコンクリートのダムと同じ機能を有しています。これからの社会は「緑のダム」を重要視すべきではないでしょうか。

3 本件訴訟に対する私の所見

さて、只今の映像を使った説明の通り、ダム建設が現在の社会において如何に不用な工事であるか、おわかりいただけでしょうか。湯西川ダムに関しても宇都宮市の給水人口の減少、洪水対策も既存ダムで万全であり、ダムを造る理由はありません。さらに事業費は大幅な増額となっています。今、宇都宮市の一人当たりの借金は67万円となっており、さらにお金を掛けて無駄なものを造る必要はありません。昨年1月末に湯西川ダム建設現場を「ムダなダムをストップさせる栃木の会」のメンバーの一員として視察して参りました。ダム本体工事には着手していませんでしたが、付替道路工事はどんどん進めておりました。近くの川治ダム、栗山ダムも訪れましたがごく僅かしか離れていないところに、さらにもう一つのダムが必要なのか視察メンバーの誰もが抱いた疑問でした。

裁判官には是非とも、現地をみていただきたいと思います。

私の職業は税理士です。私は弁護士が社会正義を唱えるように租税正義を掲げ、脱税を戒め適正な申告制度を担っております。

企業を経営するに当たり、最も大切なことは企業の継続性であります。企業は長い期間存続しなくてはなりません。そのため赤字を繰り返しては資金ショートに陥り倒産の憂き目にあってしまいます。従って経営者である以上、当然のことながら利益追求が第一であります。利益が出れば税金という痛みが伴いますが、税負担は社会を維持する以上、会費のような必要不可欠の支出であります。私は日頃から脱税を厳しく諫め、

また税金を払っている企業の経営者こそ尊敬されるべきであると思っております。特に大企業に比べ悪条件の零細企業は歯を食いしばって納税に務めております。また、給与所得者（勿論これには裁判官も含まれます）は源泉徴収制度の下、しっかり税金を納めております。

このように行政の財政を担う資金集めに協力している善良な市民、経営者、税理士に対し、税金を使う行政はどうかと言えば、まさに自分の金のように使い放題、いわゆる井勘定でありその結果、財政状況は借金漬けになっているのが現状であります。

禅に「担雪埋井」という言葉があります。雪を担いで井戸を埋めるという意味です。雪で井戸を埋めることができるでしょうか。雪は水に浸かれば直ぐ溶けてしまいます。無駄だから止めなさいと解されます。しかし、禅の教えは無駄とわかっていながらやりなさいとしています。パーソンや市民団体が無駄な税金投入は止めよと口を酸っぱくして唱えても司法や行政の耳に届きません。しかしそれでも担雪埋井の精神で繰り返し繰り返し訴えていこうと思います。

今年になって諫早湾で進める干拓事業の工事差し止めを巡る裁判で佐賀地裁は国側の異議申し立てを退け、差し止めを命じた仮処分を認める決定を出しました。また、元ハンセン病患者の訴えに対し、請求通りの支払を命ずる判決がありました。真摯に住民の声を聞く姿勢も見られ嬉しい限りです。

厳しいことを申しましたが、私の人生も先が見えております。子や孫が住む社会が素晴らしいものであることを願って、訴状の主張の補充をさせていただきました。